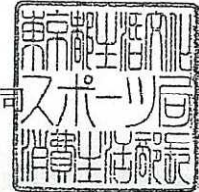




19生消生活第244号
平成20年2月21日

厚生労働省健康局
生活衛生課長 様

東京都生活文化スポーツ局
消費生活部長 宮川 雄司



まつ毛エクステンションによる危害について

日頃より、東京都の消費者行政にご理解、ご協力をいただき厚くお礼を申し上げます。

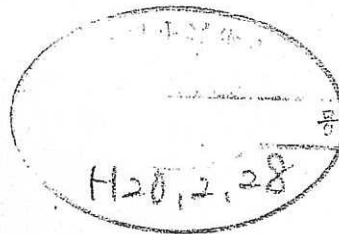
さて、近年のまつ毛エクステンション（以下、「まつ毛エクステ」という。）の流行に合わせて、全国の消費生活センター等に寄せられる危害に関する相談件数は、別紙のとおり増加しております。危害内容は、まつ毛エクステ用の接着剤によるかぶれ、眼の損傷が大半を占めております。

これらの接着剤は、含有成分の表示が法的に義務付けられておらず、利用者は製品の表示から成分を確認できない現状です。そのため、アレルギーが含有していても使用を回避することができません。

また、接着剤は、まぶたの縁に使用するため、まつ毛エクステの施術には施術者の技術力の向上並びに設備及び器材の衛生管理の徹底等が必要になります。

まつ毛エクステは、今後も需要が増加すると見込まれること、粘膜の弱い眼周辺部に施術することを鑑みると、まつ毛エクステによる危害を防止するための対策を講ずることが必要と考えます。そのため、都では、関係する業界団体に要望を行い、別添のとおり消費者に情報提供を行いました。

つきましては、情報提供いたしますので、貴職におかれましても対応等をご検討いただければ幸いです。



【連絡先】東京都生活文化スポーツ局消費生活部

生活安全課商品事故分析係 芳賀、丹野

TEL : 03-5388-3082 (直通)

FAX : 03-5388-1332

E-mail : Noriko_Tanno@member.metro.tokyo.jp

つけまつ毛及びまつ毛エクステーションによる相談件数

PIO-NET(全国消費生活情報ネットワーク・システム)より

平成 19 年 12 月末現在

相 談 内 容	2007 年	2006 年	2005 年	2004 年 以前	合 計
エクステーション用の薬品(接着剤等)による かぶれ、腫れ、目の充血、アレルギー反応	5	7	1	2	15
	2	2	1	0	5※
エクステーション用の薬品(接着剤等)が目 に入り、眼球が痛んだ、傷が付いた	9	2	2	1	14
	1	0	0	0	1※
エクステーションによりまつ毛が抜け落ち てしまった	2	0	2	0	4
眼球にエクステーション用のまつ毛が刺さ り、眼球に傷が付く、角膜びらん	2	0	0	1	3
合 計	18	9	5	4	36

※ 網掛け部分は、東京都での受付分で内数。東京都の相談 6 件の相談内容は「エクステーション用の薬品によりまぶたが腫れた、かぶれた」が 3 件、「エクステーション用の薬品により目が充血した」が 2 件、「エクステーション用の接着剤が目に入り、角膜炎等になった」が 1 件。

消費者危害情報！

まつ毛を付けたら、まぶたが腫れて目が充血？！
～最近流行している「まつ毛エクステ」で危害に遭う方が増えています～

まつ毛1本ずつに接着剤で人工のまつ毛を付けるまつ毛エクステーション^{※1}（まつ毛エクステ）は、つけまつ毛よりも自然に仕上がるということで流行し、それに合わせるように、全国の消費生活センターへの危害の相談も年々増加する傾向にあります。

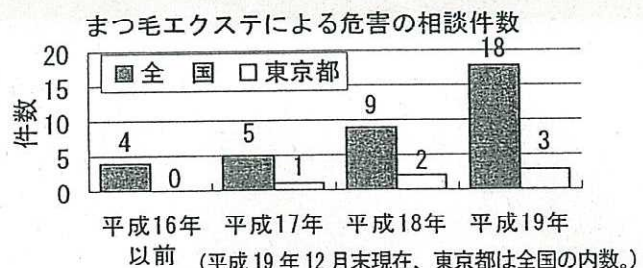
増加の原因としては、まつ毛エクステは法的規制がなく誰でも行うことができるため店舗数が急増し、それに伴い、施術水準の低い店舗が増加していること、まつ毛エクステに使用される接着剤は、配合成分に関する表示に法的義務がないため成分不明のものが多く、目に入った場合やアレルギーに対する対応がされないこと等が考えられます。

実際に危害に遭った方は相談件数の20～30倍になると推定されます。そこで、東京都では、まつ毛エクステによる危害の拡大を防止するため、消費者に情報提供します。

1 まつ毛エクステによる危害の状況

(1) 相談件数

PIO-NET^{※2}（全国消費生活情報ネットワーク・システム）には、まつ毛エクステによる危害の相談が過去10年間で36件あり、年々増加する傾向です。



(2) 危害概要（東京都受付6件分）

- ① 施術を受けてすぐに充血した。診察の結果、接着剤が原因と判明した。
- ② 接着剤が目に入り、角膜炎とドライアイになった。
- ③ 施術を受け結膜炎のように目が赤くなり腫れた。（他に同様事例2件）
- ④ 施術を受けたが、まぶたが痛みまつ毛の半分が損傷を受けた。

2 都の対応

- (1) 厚生労働省・経済産業省に対して情報提供しました。
- (2) 関連する業界団体に対して要望しました。
- (3) 都内各区市町村の消費者行政担当部署を始め関係する機関に対して情報提供します。

3 消費者へのアドバイス

(1) まつ毛エクステは、よく考えてから行いましょう。

まつ毛エクステは法的規制がなく誰でも行うことができるため、店舗数は急増し、店舗数の増加とともに、施術水準の低い店舗が増加しています。施術を受ける場合は、技術力のある施術者がいる、施術前のカウンセリングを十分に行う、施設の衛生管理が行き届いている店舗にお願いしましょう。

(2) まつ毛エクステ用の接着剤の成分を確認しましょう。

まつ毛エクステ用の接着剤には配合成分の表示の法的義務はありません。そのため、含有成分の表示がないものがあります。粘膜の弱い目周辺部に使用するものですので、施術前には、施術者に成分の確認を必ず行いましょう。また、体質によってはアレルギーを起こす成分が含有されている可能性もあります。特にアレルギー体質の方は、注意しましょう。

(3) まつ毛エクステ用の接着剤が目に入った場合は直ちに対処しましょう。

万一目に入ってしまった場合は、製品の使用上の注意等に記載されている方法で直ちに対処しましょう。特に、シアノアクリレート系接着剤^{※3}の場合は、流水で15分以上洗眼し、直ちに医師の診断を受けましょう。

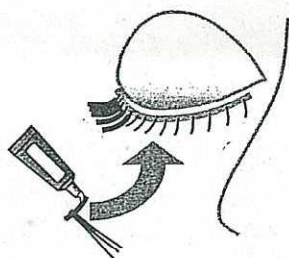
【問合せ先】

生活文化スポーツ局消費生活部生活安全課
電話：03-5388-3099(直通) 29-860(内線)
担当：芳賀(和)、芳賀(博)

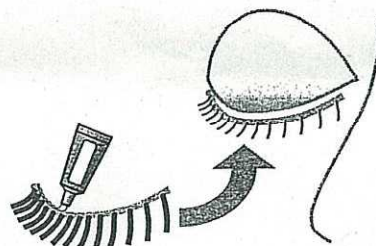
【参 考】

※1 まつ毛エクステンションとは

シルクやナイロン製の人工毛を専用の接着剤で自分のまつ毛につけることをいう。自分のまつ毛を 2〜3 本ずつ束にして人工毛を付けるものと、まつ毛 1 本ずつにつけるタイプとがある。長さやカールの具合、本数等を選ぶことができるので、つけまつ毛（まつ毛を長く見せるために使用される、人工毛をまつ毛状に並べて作った毛の束。）よりも自然に仕上がると言われている。3〜4 週間で付け直さなければならない。



まつ毛エクステンション



つけまつ毛

※2 P I O-NETとは

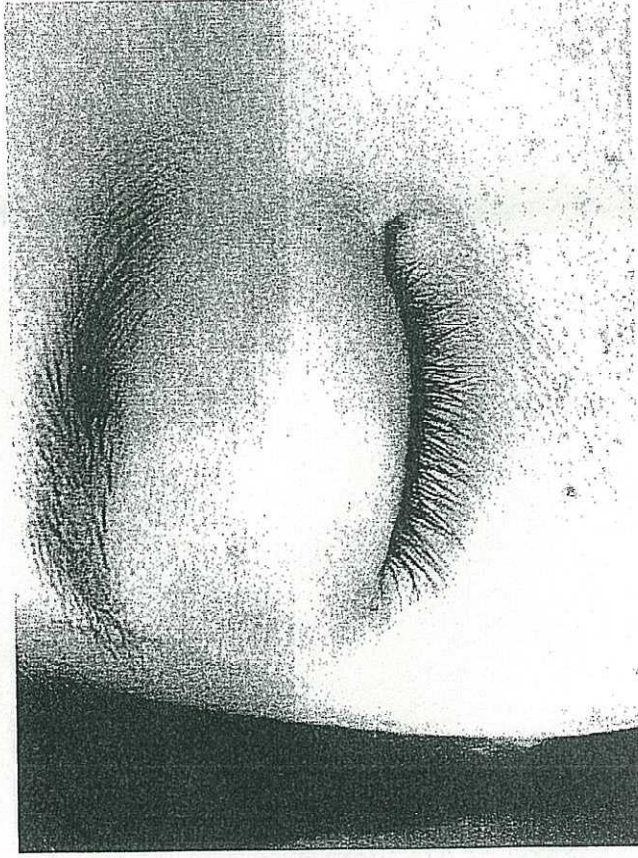
P I O-NET (Practical Living Information Online Network System ; 全国消費生活情報ネットワーク・システム) とは、国民生活センターと地方消費生活センターをネットワークで結び、消費生活に関する苦情相談情報等の収集を行っているシステムである。1984 年から運用を開始している。

※3 シアノアクリレート系接着剤とは

接着速度が速いことから、「瞬間接着剤」として用いられている。空気中や被着物についている少量の水分と反応して硬化し接着する。まつ毛エクステに使用される接着剤は、主にシアノアクリレート系である。人体にもよく接着するため注意が必要である。特に、目に入った場合は、流水で 15 分以上洗眼し、直ちに医師の診断を受ける。目をこすったり、はがし液等の溶剤の使用は絶対にしてはいけない。

まつ毛エクステの施術前(BEFORE)&施術後(AFTER)

目を閉じているところ



BEFORE

AFTER

